

4. 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定について

誘導施設は、「第13版 都市計画運用指針（令和7年3月 国土交通省）」において、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該拠点及び都市全体における施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

また、「立地適正化計画の手引き（令和7年4月改訂 国土交通省都市局都市計画課）」において、地方中核都市クラスの「中心拠点」と「地域・生活拠点」に想定される各種機能のイメージを以下のように示しています。

なお、本町においては手引きにおける「中心拠点」には「中心的エリア」を、「地域・生活拠点」には「文化学術研究エリア」及び「地域拠点エリア」を、それぞれ位置づけすることとします。

■誘導施設の設定例

機能	中心拠点 (本町：中心的エリア)	地域・生活拠点 (本町：文化学術研究エリア・地域拠点エリア)
行政機能	◆中枢的な行政機能 例：本庁舎	◆日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例：支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	◆市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	◆高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	◆市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	◆子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	◆時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	◆日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延床面積●m ² 以上の食品スーパー
医療機能	◆総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例：病院	◆日常的な診療を受けることができる機能 例：延床面積●m ² 以上の診療所
金融機能	◆決済や融資等の金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	◆日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	◆住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	◆地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画の手引き（令和7年4月改訂 国土交通省都市局都市計画課）

誘導施設の設定にあたっては、上記の内容を踏まえ、エリアごとの都市機能の立地状況や充足状況等を把握し、エリア形成に必要な都市機能及び将来的に区域内に維持していく都市機能について検討した上で、機能別に分類した誘導施設を設定します。

(2) 都市機能の立地状況等と誘導施設の設定の考え方

都市機能の立地状況等と設定の考え方を整理します。なお、都市機能の立地状況については、中心的エリア（祝園駅・新祝園駅周辺）、文化学術研究エリア・地域拠点エリア（けいはんなプラザ周辺、下狛駅・狛田駅周辺、山田川駅周辺）における都市機能誘導区域内の施設数を整理しています。

1) 行政機能

① 立地状況

町役場は、祝園駅西側の市街化調整区域に立地しています。
支所は、本町に設置されていません。

■行政機能の立地状況

施設	中心的エリア	文化学術研究エリア・地域拠点エリア		
	祝園駅・新祝園駅周辺	けいはんなプラザ周辺	下狛駅・狛田駅周辺	山田川駅周辺
町役場	-	-	-	-
支所	-	-	-	-

② 誘導施設の設定の考え方

町役場は、「祝園駅・新祝園駅周辺」の都市機能誘導区域と一体的なエリアに既に立地していることから、誘導施設に設定しません。

支所は、本町には設置されておらず、町の面積も比較的小規模であり、新規設置の必要性も少ないとことから、誘導施設に設定しません。

2) 介護福祉機能

① 立地状況

地域福祉センターは、精華台地区北側の市街化区域に立地しています。

地域包括支援センターは、町内に2施設立地しており、精華台地区北側の市街化区域と祝園駅西側の市街化調整区域に立地しています。

高齢者福祉施設（通所系、訪問系、小規模多機能施設）は、町内に23施設立地しており、そのうち「祝園駅・新祝園駅周辺」に5施設、「山田川駅周辺」に1施設立地しています。

■介護福祉機能の立地状況

施設	中心的エリア 祝園駅・新祝園駅 周辺	文化学術研究エリア・地域拠点エリア		
		けいはんなプラザ 周辺	下泊駅・泊田駅 周辺	山田川駅周辺
地域福祉センター	-	-	-	-
地域包括支援 センター	-	-	-	-
高齢者福祉施設	5施設	-	-	1施設

② 誘導施設の設定の考え方

地域福祉センターは、福祉活動の拠点として町民のニーズに応じた総合的な福祉サービスを提供する施設であり、町全域の幅広い年齢層が利用できる施設として、町全域からアクセスしやすいエリアに立地することが望ましいと考えられますが、現状の機能を優先し、誘導施設に設定しません。ただし、今後の社会経済情勢等の変化により、その必要性が高まった際には、誘導施設に設定することを検討します。

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して生活していくための総合的な支援を行う拠点として高齢者の健康や医療、福祉、介護などの相談に対応する施設ですが、それぞれ担当地域を分けて地域バランスに考慮した立地で運営していることから、誘導施設に設定しません。

高齢者福祉施設（通所系、訪問系、小規模多機能施設）は、利用者の送迎があるなど、立地場所による利用者への影響が少ないと考えられる施設であり、既に人口密度（老人人口密度）に応じた充足状況にあります。また、エリアだけでなく住宅地周辺での立地も想定されることから、誘導施設に設定しません。

3) 子育て機能

① 立地状況

子育て支援センターは、「下駄駅・駄田駅周辺」に1施設立地しています。

保育所は、町内に5施設立地しており、そのうち「下駄駅・駄田駅周辺」に1施設立地しています。

幼稚園は、町内に3施設立地しており、そのうち「祝園駅・新祝園駅周辺」に1施設立地しています。

小規模保育施設は、町内に2施設立地しており、そのうち「祝園駅・新祝園駅周辺」に1施設立地しています。

■子育て機能の立地状況

施設	中心的エリア	文化学術研究エリア・地域拠点エリア		
	祝園駅・新祝園駅周辺	けいはんなプラザ周辺	下駄駅・駄田駅周辺	山田川駅周辺
子育て支援センター	-	-	1施設	-
保育所	-	-	1施設	-
幼稚園	1施設	-	-	-
小規模保育施設	1施設	-	-	-

※幼稚園は、学校教育法第22条において、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、児童を保育し、児童の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と定められており、本計画においては保育施設に分類した。

② 誘導施設の設定の考え方

子育て支援センターは、こまだ保育所内に設置されており、今後も町全域からアクセスしやすいエリアに立地することが望ましいと考えられることから、現在の立地場所での機能を維持するため、誘導施設に設定します。

保育施設（保育所、幼稚園、小規模保育施設）は、子育て世代の居住誘導を促進する上で必要な施設ですが、上記のエリアだけでなく住宅地周辺での立地も想定されることから、誘導施設に設定しません。

4) 商業機能

① 立地状況

商業施設（ショッピングモール、スーパーマーケット、ドラッグストア）は、町内に8施設立地しており、そのうち「祝園駅・新祝園駅周辺」に2施設、「けいはんなプラザ周辺」に3施設、「下駄駅・駄田駅周辺」に1施設、「山田川駅周辺」に1施設立地しています。

■商業機能の立地状況

施設	中心的エリア	文化学術研究エリア・地域拠点エリア		
	祝園駅・新祝園駅周辺	けいはんなプラザ周辺	下駄駅・駄田駅周辺	山田川駅周辺
商業施設	2施設	3施設	1施設	1施設

② 誘導施設の設定の考え方

商業施設は、日常生活に必要不可欠の施設であり、居住地を選定する際に重要な要素であることから、現在の立地場所での機能を維持しつつ、新たな施設を都市機能誘導区域内に誘導するため、誘導施設に設定します。ただし、小規模な施設は住宅地周辺での立地も想定されることから、大規模な施設を誘導施設に設定します。大規模な施設の定義は、大規模小売店舗立地法に基づき 1,000 m²を超える施設とします。また、特別用途地区（特定大規模小売店舗制限地区）が指定されている地区では店舗面積 10,000 m²を超える施設が制限されていることから、「1,000 m²超～10,000 m²以下の商業施設」を誘導施設に設定します。

5) 医療機能

① 立地状況

保健センターは、祝園駅北側の市街化調整区域に立地しています。

病院は、町内に 2 施設立地しており、そのうち「祝園駅・新祝園駅周辺」に 1 施設立地しています。

診療所（内科、外科、小児科）は、町内に 14 施設立地しており、そのうち「祝園駅・新祝園駅周辺」に 3 施設、「山田川駅周辺」に 1 施設立地しています。

■医療機能の立地状況

施設	中心的エリア 祝園駅・新祝園駅 周辺	文化学術研究エリア・地域拠点エリア		
		けいはんなプラザ 周辺	下駄駅・駄田駅 周辺	山田川駅周辺
保健センター	-	-	-	-
病院	1 施設	-	-	-
診療所	3 施設	-	-	1 施設

② 誘導施設の設定の考え方

保健センターは、「精華町健康総合拠点施設整備基本計画（令和 2 年 3 月）」に基き、精華町役場敷地内へ移転に向けた建設工事が行われている（令和 7 年 11 月時点）ことから、誘導施設に設定しません。

病院は、総合的な医療サービスを受けることができる機能を有しており、都市機能誘導区域内に立地する「精華町国民健康保険病院」を維持するため、誘導施設に設定します。

診療所（内科、外科、小児科）は、日常生活に欠かすことができない施設であり、上記エリア周辺への居住誘導を促進する上で必要な施設ではあるものの、上記エリアだけでなく住宅地周辺での立地も想定されることから、誘導施設に設定しません。

6) 金融機能

① 立地状況

銀行等の金融機関は、町内に8施設立地しており、「祝園駅・新祝園駅周辺」に5施設、「けいはんなプラザ周辺」に1施設、「下泊駅・泊田駅周辺」に1施設、「山田川駅周辺」に1施設立地しています。

■金融機能の立地状況

施設	中心的エリア	文化学術研究エリア・地域拠点エリア		
	祝園駅・新祝園駅周辺	けいはんなプラザ周辺	下泊駅・泊田駅周辺	山田川駅周辺
銀行	2施設	-	-	-
信用金庫	1施設	-	-	-
郵便局	1施設	1施設	1施設	1施設
JA	1施設	-	-	-

② 誘導施設の設定の考え方

銀行等の金融機関は、今後コンビニエンスストア等のATMやネットバンキング、キャッシュレスの普及により、施設数が減少することも想定されますが、企業活動を下支えし、生活利便性の向上に寄与する施設であることから、現在の立地場所での機能を維持するため、誘導施設に設定します。

7) 教育・文化機能

① 立地状況

小学校は、町内に 5 施設立地しています。

中学校は、町内に 3 施設立地しており、そのうち「祝園駅・新祝園駅周辺」に 1 施設立地しています。

高校（京都廣学館高等学校）は、「下駄駅・駄田駅周辺」に立地しています。

大学（京都府立大学精華キャンパス）は、町北西部の市街化区域に立地しています。

文化交流施設は、町内に 4 施設立地しており、そのうち「けいはんなプラザ周辺」に 1 施設立地しています。

図書館は、祝園駅西側の市街化調整区域に立地しています。

■教育・文化機能の立地状況

施設	中心的エリア	文化学術研究エリア・地域拠点エリア		
	祝園駅・新祝園駅周辺	けいはんなプラザ周辺	下駄駅・駄田駅周辺	山田川駅周辺
小学校	-	-	-	-
中学校	1 施設	-	-	-
高校	-	-	1 施設	-
大学	-	-	-	-
文化交流施設	-	1 施設	-	-
図書館	-	-	-	-

② 誘導施設の設定の考え方

小学校や中学校は、1 施設を除いて都市機能誘導区域外に立地しており、「精華町学校施設長寿命化計画（令和 2 年 3 月）」では当面は現在の施設を改修していくことに加え、現在の地域コミュニティを維持するためにも、誘導施設に設定しません。

私立高校である京都廣学館高等学校は、町内外から多くの生徒が下駄駅や駄田駅を利用して通学していると想定され、「下駄駅・駄田駅周辺」の賑わい創出に寄与することが期待されることから、現在の立地場所で機能を維持するため、誘導施設に設定します。

京都府立大学精華キャンパスは、都市機能誘導区域外に立地していることから、誘導施設に設定しません。ただし、今後の学研駄田西地区の整備が進み、キャンパスの再整備や増築等が行われた際には、誘導施設に設定するかを改めて検討します。

関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画における文化学術研究交流施設である、けいはんなプラザは、施設内に京都府立けいはんなホールを有する学研都市の中核的な文化学術研究交流施設であり、現在の立地場所で機能を維持する必要があることから、誘導施設に設定します。また、町有の文化交流機能を有する施設（交流ホール、コミュニティホール）は、都市機能誘導区域外に立地していることから、誘導施設に設定しません。ただし、今後の社会経済情勢等の変化により、その必要性が高まった際には誘導施設に設定することを検討します。

図書館は、集客施設としてまちのにぎわいの創出に寄与する施設ではあるものの、「精華町立図書館」や「国立国会図書館」は、都市機能誘導区域と一体的なエリアに立地していることから、誘導施設に設定しません。

(3) 誘導施設の設定方針

各エリアの特性や都市機能の立地特性等を踏まえて、誘導施設を設定します。

ただし、誘導施設の設定については、本計画の改訂や上位関連計画の改訂等に応じて適宜見直すこととします。

■エリアの特性と必要な機能の考え方

拠点		エリアの位置づけ・性格	必要な機能の考え方
中心的 エリア	祝園駅・ 新祝園駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域外ではあるものの一体的なエリアに町役場が立地し、本町の中心地を形成している。 鉄道・バスの利便性が高く、福祉機能や商業機能、医療機能、金融機能などの施設が立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本町の中心地を形成していることから、各種機能の町全域の町民を対象とした施設について、維持または集積を図る。 生活利便性が高いことから、福祉機能や商業機能、医療機能、金融機能などの施設の維持または集積を図る。
文化 学術 研究 エリア	けいはんな プラザ周辺	<ul style="list-style-type: none"> 中心的エリア（祝園駅・新祝園駅周辺）と基幹的バス路線で容易にアクセス可能であり、学研都市の中核的な交流施設である「けいはんなプラザ」や大規模な商業施設等が立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学研都市の中核的な交流施設や大規模な商業施設等の維持または集積を図る。 文化学術研究エリアとして位置づけられていることから、各種機能における拠点的な施設のうち、立地すべき施設の誘導を図る。
地域 拠点 エリア	下狛駅・ 狛田駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 中心的エリア（祝園駅・新祝園駅周辺）と鉄道で容易にアクセス可能な下狛駅・狛田駅を有し、日常生活サービス機能を提供する役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活サービス機能を提供する役割を有することから、既存の日常生活サービス施設の維持を図る。 不足する日常生活サービス施設のうち、地域拠点に立地すべき施設の誘導を図る。
	山田川駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 中心的エリア（祝園駅・新祝園駅周辺）と鉄道で容易にアクセス可能な山田川駅を有し、日常生活サービス機能を提供する役割を担う。 	

■エリア別の誘導施設一覧

誘導施設		都市機能誘導区域			
【凡例】		中心的 エリア	文化学術研究エリア・地域拠点エリア		
◎：都市機能誘導区域内の既存施設の立地を維持しつつ、立地の増加を目指す施設		祝園駅・ 新祝園駅 周辺	けいはんな プラザ周辺	下柏駅・ 柏田駅 周辺	山田川駅 周辺
○：都市機能誘導区域内の既存施設の立地維持を目指す施設					
ー：誘導施設に設定しない施設					
子育て機能	子育て支援センター	ー	ー	○	ー
商業機能	商業施設 (1,000 m ² 超の商業施設)	◎	◎	◎	◎
医療機能	病院	○	ー	ー	ー
金融機能	金融機関	○	○	○	○
教育・文化 機能	高校	ー	ー	○	ー
	文化交流施設	ー	○	ー	ー

※各誘導施設の定義は、下表に記載

■誘導施設の定義

誘導施設		定義
子育て機能	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に定める施設
商業機能	商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000 m ² 超のうち、食料品を取り扱う施設 ただし、特別用途地区が指定されている地区では、1,000 m ² 超～10,000 m ² 以下の商業施設
医療機能	病院	診療科目に内科、外科、小児科を含む医療法第1条の5に規定する病院
金融機能	金融機関	銀行法第2条第1項、信用金庫法、日本郵便株式会社法第2条4項、農業中央金庫法第3条に規定する施設
教育・文化 機能	高校	学校教育法第1条に定める施設
	文化交流施設	関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画第5章に定める文化学術研究交流施設